

**食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務
に係る公募型プロポーザル手続き開始の公示**

令和 8 年 7 月 1 4 日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）まで
- (3) 業務内容
別紙「食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに。
- (4) 概算事業費
本業務に係る委託料の上限額は 7, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (5) 受託業者の選考方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当していないこと。
- (2) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 他の参加者の再委託予定事業者でないこと。
- (5) 再委託する場合の再委託予定事業者は、上記(1)から(3)の条件を全て満たしていること。なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。
- (6) 広島市競争入札参加資格の「令和 8・9・10 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」及び「30-05 イベントの企画・運営」に登録されている者であること。
- (7) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 説明書、基本仕様書等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年8月4日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎4階）

広島市環境局環境政策課

TEL 082-504-2505 FAX 082-504-2229

E-mail ka-seisaku@city.hiroshima.lg.jp

4 参加資格確認申請書等の提出

(1) 申込期間

公示日から令和8年7月24日（金）午後5時15分まで。

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること（受信日時を申込時点とする。）。宛先は前記3(2)とし、件名を「食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務参加資格確認申請書」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。）。

(3) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年7月24日（金）午後5時15分まで。

イ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メールで提出すること（受信日時を受付時点とする。）。宛先は前記3(2)とし、件名を「食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務についての質問」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。）。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に質問者に直接回答し、前記3(2)において、令和8年8月4日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、本市ホームページに掲載する。

6 提案書の提出期限及び提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年8月4日（火）正午
- (2) 提出方法 電子メールにより提出すること（受信日時を申込時点とする。）。宛先は前記3(2)とし、件名を「食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務企画提案書」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。）。

7 審査

- (1) 審査方法
企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション・質疑応答を踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。
- (2) 評価基準
説明書による。
- (3) 審査結果の通知
受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員にその結果を通知する。

8 その他

その他の詳細は説明書による。